

横浜市介護サービス事業所従事者に対する  
新型コロナウイルス感染症感染者対応手当  
補助事業実施要領

**横浜市健康福祉局高齢健康福祉部**

**介護事業指導課**

令和3年度



## 1. 事業の概要

---

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者に必要なサービスを継続して提供することができるよう、介護サービス事業所が自宅療養者に直接サービスを提供した従事者に対して横浜市が規定する「感染者対応手当（以下「手当」という。）」を支給した場合、手当相当額の補助金を交付します。

## 2. 補助対象事業所

---

- ① 自宅療養中の新型コロナウイルス陽性者に対して、訪問サービスを提供した訪問系サービス事業所（※1）
- ② 自宅療養中の新型コロナウイルス陽性者に対して、当該事業所の職員により訪問サービスを提供した通所系サービス事業所（※2）

### ※1 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所及び居宅療養管理指導事業所

### ※2 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※3 介護予防サービスの訪問系・通所系サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

## 3. 手当の対象者

---

手当の対象者は、自宅療養中の陽性者に対してサービスを提供した「2. 補助対象事業所」の従事者のうち、次の要件全てに該当する者とします。

なお、陽性者とは「新型コロナウイルスに係るPCR検査により陽性となった者のうち、保健所が発症日と判断した日から療養期間が終了したと認められるまでの期間にある者」を指します。

- (1) 横浜市内で自宅療養中の陽性者に対して、同一空間内で直接サービスを提供していること。
- (2) サービスを提供した日が令和3年4月1日以降であること。
- (3) 他の機関等から同様の手当相当の支給を受けていないこと。
- (4) 暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 4. 補助対象金額

---

### 「3. 手当の対象者」に以下の基準により支給した手当金額相当

なお、他の補助事業に計上した経費と重複して申請することはできませんのでご注意ください。

#### (1) 感染者対応手当

陽性者に対して同一空間内で直接サービスを提供した従事者に1日単位で支給する手当です。

#### ア 金額

1日につき「5,000円」とします。

※ 1人の利用者に対して同日に同一の従事者により複数回サービス提供が行われた場合は、回数に関わらず1日分5000円を支給します。

※ 別の従事者と2名でサービス提供が行われた場合は、それぞれの従事者に支給します。

※ 従事者がサービスを提供した陽性者ごとに支給します。

#### イ 日数

陽性者の療養期間が終了したと認められるまでの期間において、同一空間内において直接サービス等を提供した日数とします。

但し、療養期間は原則10日の見込みのため、10日分を超えて手当が必要と考えられる場合は、市との個別協議が必要となります。

<支給例>

例①：1人の陽性者に対して、従事者 A が3日間サービスを提供した。

5,000 円×3日分=15,000 円を A に支給。

例②：1人の陽性者に対して、従事者 A が1日、B が2日サービスを提供した。

5,000 円×1日分=5,000 円を A に支給

5,000 円×2日分=10,000 円を B に支給

例③：1人の陽性者に対して、従事者 A・B が同日に2名体制でサービスを3日間提供した。

5,000 円×3日分=15,000 円を A に支給

5,000 円×3日分=15,000 円を B に支給

例④：2人の陽性者（甲と乙）に対して、従事者 A がそれぞれ3日間サービスを提供した。

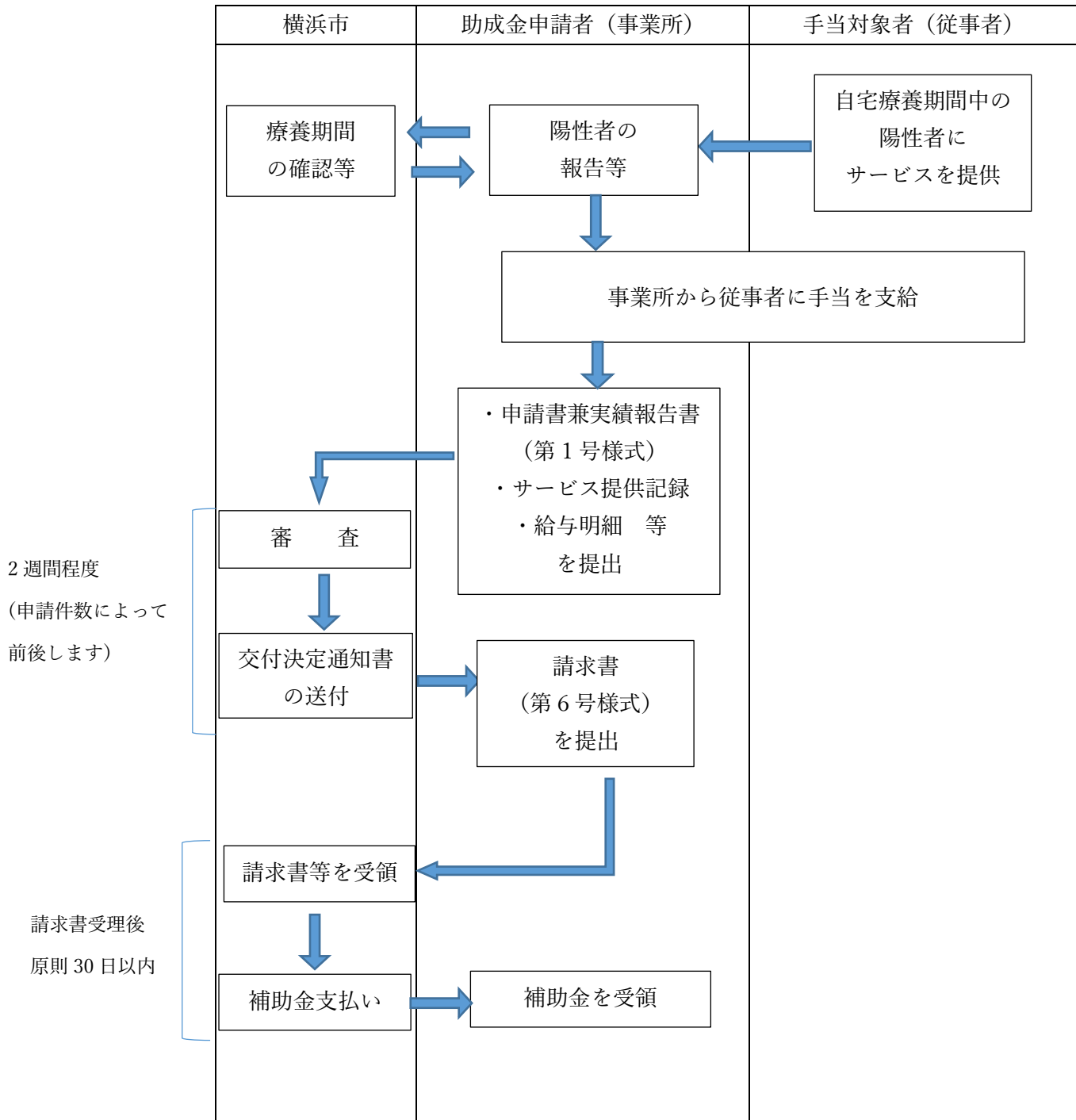
5,000 円×3日分=15,000 円（甲の分）

5,000 円×3日分=15,000 円（乙の分） 計 30,000 円を A に支給

※ 補助金交付申請は甲と乙の分それぞれ行う必要があります。

## 5. 申請について

### (1) 申請の流れ



## (2) 必要書類

申請または請求の際は次の書類を提出してください。

申請は原則として事業所ごとに行ってください。法人でとりまとめる必要はありません。

(★→横浜市ホームページからダウンロードしていただく様式です。)

### <申請兼実績報告>

- ① ★横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）  
※ 「受領確認署名」欄については、本人の自署をお願いします。
- ② 第1号様式に記入した「新型コロナウイルス感染症に感染した利用者」に同一空間内で直接サービスを提供した期間・従事者が確認できる書類の写し  
(例：サービス提供記録 等)
- ③ 対象者が手当の支給を受けたことを確認できる書類の写し (例：給与明細 等)  
※ 法人独自の手当や他の手当と合算されている場合は、感染者対応手当として支給した金額がわかるような内訳を付けてください。

### 【注意点】

- ※ 申請書類は1事業所、陽性者1名につき1枚作成、提出してください。
- ※ 原則、サービスを提供した陽性者ごとに1回の申請ですが、やむを得ず追加の申請を希望する場合は下記の問い合わせ先へご相談ください。

### <請求>

★横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付請求書（第6号様式）

(3) 提出方法、送付先、お問合せ先

<申請兼実績報告>

【提出方法（第6号様式を除く）】eメール

【宛先アドレス】[kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp](mailto:kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp)

※件名に“【対応手当事業】”と記載してください。

<請求>

【提出方法（第6号様式）】郵送

【送付先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 16階

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部

介護事業指導課 対応手当担当 宛

※ 送付の際は、封筒に『対応手当交付申請書在中』とお書き添えください。

【お問合せ先】

横浜市健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課 対応手当担当

電話：045-671-2356

Eメール：kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp